

県央地域県政総合センターからのお知らせ

～令和5年4月以降の液石法に係る手続きの窓口について～

これまで神奈川県知事が行ってきた、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく許認可等の事務の一部が、令和5年4月1日から、指定都市の長（相模原市長）に移譲されます。

相模原市内の液化石油ガス事業者の皆様においては、令和5年4月1日以降、窓口が変わる場合があります。

令和5年4月1日以降窓口が変更になる液化石油ガス事業者等※1

- ① 相模原市内にのみ販売所を設置する事業者
- ② 相模原市内の販売所のみから保安業務を受託する保安機関
- ③ 相模原市内の特定液化石油ガス設備工事業者
- ④ 相模原市内の事業所にある液石法で許可を受けた充てん設備（バルクローリ）を所有する事業者
- ⑤ 相模原市内の指定の施設又は建築物※2に係る液化石油ガス設備工事※3をする設備工事業者
- ⑥ 相模原市内に特定供給設備※4を新たに設置する又は現在設置している販売業者

※1 今回の窓口変更に伴い、改めて相模原市に手続きを行う必要はありません。

※2 学校、病院、興行場など多人数が出入り又は居住する建築物（規則第86条）

※3 貯蔵能力500kgを超えかつ特定供給設備を除く貯蔵設備の設置工事又は変更工事

※4 貯蔵能力3000kg以上の容器又は貯蔵能力1000kg以上の貯槽を含む貯蔵設備

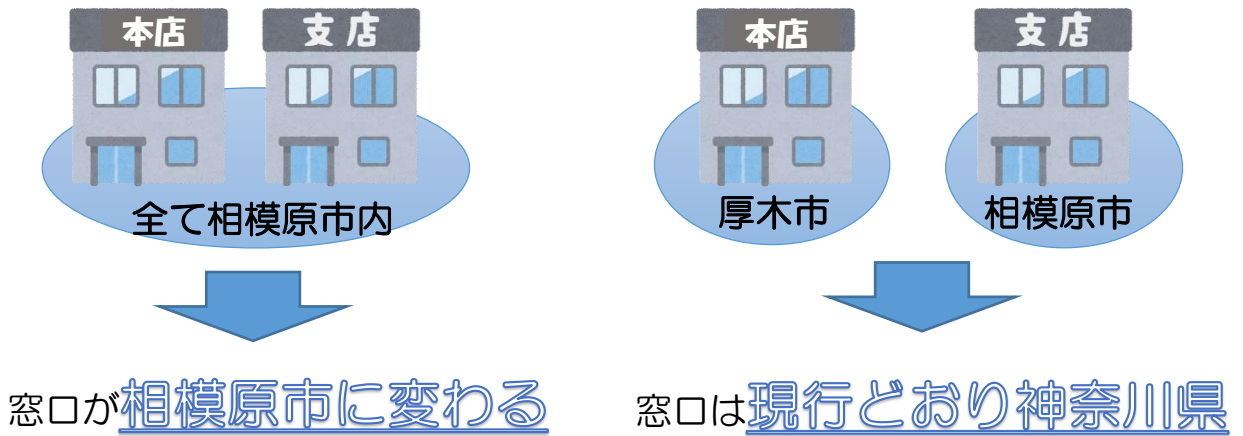
該当する事業者様における申請窓口は **相模原市消防局** になります。

お問合せ先

神奈川県 県央地域県政総合センター 環境部環境保全課

電話:046-224-1111(代表)

(例1) 販売事業者の場合



(例2) 保安機関の場合

